

## 第三者評価結果報告書

総 括	
対象事業所名	アスク生田保育園（4回目受審）
経営主体(法人等)	株式会社 日本保育サービス
対象サービス	児童分野 保育所
事業所住所等	〒214-0038 川崎市多摩区生田8-8-14
設立年月日	平成26年4月1日
評価実施期間	平成29年8月～ 30年5月
公表年月	平成30年6月
評価機関名	ナルク神奈川福祉サービス第三者評価事業部
評価項目	川崎市版
<b>総合評価（事業所の特色や努力、工夫していること、事業者が課題と考えていること等）</b>	
<p><b>【施設の立地・特徴】</b></p> <p>・立地および概要 アスク生田保育園は、平成26年4月開園し、1～5歳児64名が在籍しています。（定員64名）小田急線生田駅から徒歩5分の閑静な場所にあります。4階建てマンションの1、2階を園舎とし、約192㎡の園庭があります。園の近くには、五反田川、梅林、畑、数々の公園があり、自然に触れながら戸外活動ができる環境にあります。</p> <p>・特徴 専門講師による英語・体操・リトミックの保育プログラムや、クッキング保育などを定期的に行っています。園目標は「笑顔で、明るく元気にあいさつしよう」「思いやりの気持ちを大切に」としています。</p> <p><b>【特に優れていると思われる点】</b></p> <p><b>1. 積極的な戸外活動</b> 積極的に散歩に出かけ、体力づくりや自然に触れる機会を設けています。周囲には畑や梅林、川などがあり、自然に恵まれた環境となっています。子どもたちは、畑の作物や道端の草花から四季を感じ、川の魚や水鳥を観察しています。坂道を上ったり、階段を上り下りする起伏にとんだ散歩コースもあり、自然に体力がついています。また、園庭では、三輪車、ホッピング、ボールけりなどで積極的に身体を使い、お迎えまでの時間も遊んでいます。年齢による動きや安全面に考慮して、クラスごとに順番を決めるなど安全性にも配慮しています。</p> <p><b>2. 活動を通した子ども同士の関わり</b> 長期計画に「異年齢保育の中で思いやりの気持ちを育む」を掲げ、事業計画に合同保育や園行事での子どもたちの関わり方の具体的な計画を盛り込んでいます。さらに、異年齢保育をテーマに園内研修を実施し、月1回、縦割り保育を行っています。子どもたちは、日常の異年齢児間での交流や、お店屋さんごっこ、散歩、遊びの中で、年齢に応じた役割をしたり、協力しあったりする経験をしています。</p> <p><b>3. 地域との交流</b> 昨年度から、月1回年長児が、近隣の高齢者福祉施設を訪問し、一緒に歌を歌ったりゲームをしたり、子どもがダンスを披露しています。また、地域住民との交流を目的に、2か月に1回、散歩で出かけた公園で、職員が絵本の読み聞かせや紙芝居を実施し、公園に遊びに来た親子連れが参加しています。公園では、隣接した保育園の子どもや職員と挨拶をしたり、手を振りあったり、言葉を交わしています。日常的に、近隣の住民所有の畑や花畑を利用させてもらったり、七夕には笹をもらうなど、地域と交流を持って</p>	

います。

### ＜さらなる改善が望まれる点＞

#### 1. 研修内容を職員間で共有し、保育に活かす工夫

職員は研修の受講後、レポートを提出しています。レポート、資料はファイルにし、閲覧可能になっていますが、職員会議や内部研修として、発表の機会などは作られていません。研修で学んだことを職員間で共有し、保育に活かし、資質向上につなげる工夫が期待されます。

#### 2. 業務、園運営の効率化について、中長期計画・事業計画への反映

業務の効率化、園運営についての改善策は、職員会議などで話し合っていますが、中長期計画や事業計画には盛り込んでいません。具体的な内容を盛り込むことが期待されます。

### 評価領域ごとの特記事項

#### 1. 人権の尊重

・基本方針に「子どもの自ら伸びようとする力、後伸びする力、五感を感じる保育の充実を目指す」を掲げ、子どもを尊重した保育サービスの実施を明示し、保育園業務マニュアルに、子どもを尊重した保育について記載しています。

・「虐待防止マニュアル」があります。職員は登園時の子どもの観察、衣服の着替えの時に身体の傷の有無、送迎時の保護者の様子などから虐待予兆の早期発見に努めています。また保育場面で子どもへ無理強いをすることは虐待につながる場合があるということを、職員間で確認しあっています。

・職員は、設置法人の研修や園内研修に参加し、プライバシー保護について学んでいます。園長は職員に1年に1回、個人情報の取り扱いについてのマニュアルの確認と指導を行っています。

#### 2. 意向の尊重と自立生活への支援に向けたサービス提供

・保護者に、行事ごとにアンケートをとり、意見や感想、園への要望を聞き取っています。そのほか、送迎時、保護者全員参加の運営委員会、クラス懇談会、個人面談などの機会を設けて、保護者の満足度を把握しています。

・苦情などの相談窓口として、園の相談苦情窓口、設置法人運営本部、第三者委員、多摩区役所保健福祉センターなど、複数の窓口を案内しています。保護者には、苦情解決について記載された「重要事項説明書」「入園のしおり」を配付しています。保護者からの苦情・意見については、運営委員会で報告をしています。

・子どもの要求、欲求に対しては、子どもの気持ちをよく聞き取り、理解するよう心がけています。子どもの意欲や興味に応じて自主的に活動できるような環境作りをしています。

・配慮が必要な子どもの保育にあたり、発達支援、障がい児支援、保護者支援などの設置法人研修で学び、ケース会議で話し合っています。療育センター、多摩区と連携をとる体制となっています。

・子どもの年齢、発達に合わせて、個別に声かけや援助をし、食事・排泄・手洗い・着替え・ルールを学ぶなど、子どもが健康や安全に関心を持ち、進んで行動できるようにしています。

<p><b>3.サービスマネジメントシステムの確立</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用希望者からの問い合わせは、随時受け付けています。見学については、園の行事などに支障のない限り、見学者の希望の日程、時間に応じています。見学には、パンフレットをもとに園長が対応しています。</li> <li>・子どもや保護者の不安を軽減できるように、入園前に保護者に「慣れ保育」の説明を行い、2週間程度を目途に行っています。慣れ保育は各家庭の都合に配慮し、個別に期間を決めています。乳児では、1週間は保護者と一緒に過ごす場合もあります。</li> <li>・入園前に把握した子どもの情報は個別ファイルにし、一人一人の具体的なニーズを個別面談シートに明示しています。「指導計画」は定期的あるいは、必要時に見直し、変更時は職員間で情報を共有しています。</li> <li>・「保育園業務マニュアル」「衛生マニュアル」「事故防止マニュアル」「アレルギー対応マニュアル」などの各種マニュアルに基づき、園を運営しています。</li> <li>・園長は、設置法人の園長会に出席して得た安全に関する情報を持ち帰り、職員と共有し、子どもの安全、事故防止に取り組んでいます。毎月、火災・地震・不審者侵入などを想定した避難訓練を実施しています。</li> <li>・ケガ、事故について、「アクシデントレポート」「ヒヤリハットノート」に記載し、職員会議、昼礼で話し合い、改善と未然防止策を検討しています。設置法人園長会での議題やメール配信される事例、園でのヒヤリハット事例を職員間で話し合い、安全確保について再認識する機会としています。</li> </ul>
<p><b>4.地域との交流・連携</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置法人のホームページに、園の情報や子どもの様子の写真を掲載し、ブログでも紹介しています。また、年2回多摩区役所で開催されている保育祭の作品展には全クラスで製作した作品を展示し、参加者が自由に持ちかえられる園のパンフレットを置いています。</li> <li>・地域交流の取り組みとして、2か月に1回、近くの公園（第3公園など）で、園児も参加して、職員が絵本の読み聞かせや紙芝居を実施しています。</li> <li>・「ボランティア受け入れガイドライン」があります。受け入れ時にはプライバシーの尊重や守秘義務などについて説明しています。</li> <li>・多摩区公私立園長会議、多摩区園長校長連絡会、幼保小連携会議等に担当職員が参加して、地域の子育て支援情報などの把握に努めています。</li> </ul>
<p><b>5.運営上の透明性の確保と継続性</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理念、基本方針は、パンフレット、重要事項説明書、保育課程に記載されています。入園説明会で、「入園のご案内」「入園のしおり」をもとに理念、基本方針について説明しています。懇談会でも説明しています。基本方針、園目標は園内に掲示し、園目標は「園だより」にも載せています。</li> <li>・平成26～31年度までの中長期計画を策定し、具体的な実施項目を設け、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしています。中・長期計画を踏まえ、単年度の事業計画を策定しています。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市福祉サービス第三者評価基準に基づき、毎年第三者評価を受審しています。職員は年2回、設置法人の「自己査定シート」で自己評価を行っています。第三者評価結果については、職員会議で分析・検討しています。</li> <li>・設置法人が、社会福祉事業全体の動向について把握しています。園長は、毎月設置法人園長会に出席し、情報を把握しています。また多摩区の保育園園長会議、幼保小連絡会議などに出席し、地域での動向を把握しています。把握された情報は、中・長期計画および事業計画に反映しています。</li> </ul>
<p><b>6.職員の資質向上の促進</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業規則に、服務規程、倫理規定、機密保持が規定されています。保育園業務マニュアル、個人情報保護マニュアルに、法令順守、個人情報保護が制定されています。園長は、設置法人の園長会での議題や連絡メール、多摩区の園長会で、入手した他園での事故や不適切事例、報道されている事例などを職員会議で報告し、職員に法令順守の徹底を再確認しています。</li> <li>・運営理念と基本方針に、法人の目指す姿勢、職員に求められる姿勢・意識を明示しています。「保育士人材育成ビジョン」に組織が職員に求める基本姿勢、役割が期待水準として記載しています。</li> <li>・職員個人別に、「年間研修計画」を作成しています。設置法人の研修は、経験年数に応じた「階層別研修」と自由にテーマを選べる「自由選択研修」があります。個別に作成された研修計画をもとに、半期ごとに、受講結果の評価、見直しをし、園長のアドバイスも受けて、次期計画に反映させています。</li> <li>・園長は職員と年2回の面談を行い、希望・要望・意向を聞いています。新入職員については、チューター制度を設け、先輩職員に相談しやすい体制を作っています。また日ごろから、職員同士話がしやすい環境づくりに努めています。</li> <li>・年1回健康診断と、外部専門機関によるメンタルヘルスチェックを受けています。外部委託の産業医、臨床心理士に相談できる体制があります。</li> </ul>